独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令及び医療法施行規則の一部を改正する省令

（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第一条　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令

第一条の二第一号中「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号。以下「法」という。）第十三条第一項第一号」を「法第十三条第一項第一号」に、「年金福祉施設等の譲渡又は廃止」を「病院の設置及び運営」に改め、同条第二号中「第十三条第二号」を「第十三条第一項第二号」に、「年金福祉施設等の運営又は管理」を「介護老人保健施設の設置及び運営」に改め、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加え、同条を第一条の三とする。

三　法第十三条第一項第三号に規定する看護師養成施設の設置及び運営に関する事項

四　法第十三条第三項及び第一条に規定する事業に係る業務の実施に関する事項

第一条中「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」を「独立行政法人地域医療機能推進機構」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（機構が行う業務として厚生労働省令で定める事業）

第一条　独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号。以下「法」という。）第十三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。

一　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第一項に規定する居宅サービス事業

二　介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業

三　介護保険法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業

四　介護保険法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援事業

第二条第一項中「、機構の成立後遅滞なく」を「、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに」に改める。

第三条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　法第十六条第一項に規定する積立金の処分に関する事項

第六条及び第七条を次のように改める。

（中期目標に係る事業報告書）

第六条　機構に係る通則法第三十三条の事業報告書には、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価の手続）

第七条　機構は、通則法第三十四条第一項の規定により各中期目標の期間における業務の実績について評価を受けようとするときは、当該中期目標の期間の終了後三月以内に、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出しなければならない。

ただし、平成十七年六月二十九日に設定された固定資産の減損に係る基準については、この限りでない。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

3　第一項の指定を受けた資産の減損については、第八条第三項ただし書の規定にかかわらず、固定資産減損損失は計上せず、資産の減損額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

第十条に次の二項を加える。

4　厚生労働大臣は、第一項の指定を受けた資産について、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されると認められるに至った場合には、その指定を解除することができる。

5　前項の規定により指定を解除した資産に係る第二項又は第三項の規定により資本剰余金に対する控除として計上したものについては、当該指定が解除された日を含む事業年度以後、減価償却費又は固定資産減損損失として計上するものとする。

第十六条を次のように改め、同条を第二十条とする。

（他の省令の準用）

第十六条　次の各号に掲げる省令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百五十九条第一項第六号

二　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十四条から第十六条まで

三　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三条の二第一項及び第四十三条

四　生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十条第一項及び第十条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてこれらの規定の例による場合を含む。）

五　覚せい剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）第十四条並びに第十七条第一項第十六号及び第十七号

六　麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）第二十一条、第二十三条第一項、第二十四条から第二十六条まで

七　医療施設調査規則（昭和二十八年厚生省令第二十五号）第十条の二第三項

八　保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十二年厚生省令第十三号）第三条第一項第一号及び第六条第一項第一号

九　母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）第十二条及び第十三条

十　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百二十六条第一項及び第百四十条の十五第一項

十一　医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号）第二十条

十二　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第四十三条第一項第四号（同令第五十一条第八項、第六十五条第九項、第六十八条第十項及び第七十条第七項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第一項及び第三項、第六十四条第一項第一号及び第四号、第百八十二条第四項並びに附則第十五条第四項第一号及び第三号

十三　歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百三号）第二十条